

東京都環境審議会  
第24回企画政策部会

平成23年10月17日（月）  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後 1 時 30 分開会)

○宮沢環境政策課長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 24 回「東京都環境審議会企画政策部会」を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。事務局の環境政策課長の宮沢でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の定足数の確認をさせていただきます。当部会の構成員は 15 名でございますけれども、本日は現時点で 8 名御出席いただいておりますので、審議会規則に定める定足数の過半数に達しているということを御報告申し上げます。

それから、森口委員が遅刻されまして、14 時半ごろ御到着というお話を伺っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

諸富委員は、もう間もなく御到着と伺っております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第が 1 枚ございまして、その次に資料 1、こちらが本日のメインの資料でございますが、「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について（論点整理案 2）」。

資料 2 が、「高圧ガス保安法の概要と都内対象事業所数」という 1 枚物。

資料 3 が、「都の化学物質適正管理制度等」という表紙のもので、A4 判の 2 枚のペーパーでございます。

資料 4 が、「東京電力 緊急設置発電設備一覧」。

資料 5 が、「文部科学省による広域航空機モニタリングの結果」。

資料 6 が、「除染に関する緊急実施基本方針」。こちらが A4 判の 4 枚のペーパーでございます。

資料 7 が、「都による放射線量等の主な測定一覧」という 1 枚物。

資料 8 が、「都の埋立処分場における空間線量率測定結果の概要」。

資料 9 が、「都における災害廃棄物の受入処理」。

資料 10 が、「都の気候変動対策に関する海外への情報発信」。こちらも 1 枚物。

資料 11 が、「東京の外国人登録人口の増減数等」。

資料 12 が、「アジア・太平洋地域の人口等の予測」。

それから、参考資料 1 が名簿でございます。

参考資料 2 が、「『2020 年の東京（仮称）』の策定について」というペーパー。

参考資料 3 が、「都の水道事業に係る温室効果ガス排出量」という 1 枚のペーパーござい

います。

資料は以上でございまして、そのほかに机上の配付資料といたしまして、これはメインテーブルの先生方だけでございますが、前回の企画政策部会議事に関する追加意見等ということで、会議開催後にメール文書等でいただいた意見をまとめたもの。

それから、こちらは田辺先生からちょうだいいたしました、韓国の新エネルギー及び再生可能エネルギーに関する法令の動向という、A4判の横の3枚ぐらいの資料がございます。

そのほか、冊子としまして「Low Emission Buildings TOP30 in Tokyo」。

最後になりますが、「電力需給対策推進本部 次第」ということで、これも東京都の方で開催いたしました会議の資料。

以上になってございます。過不足等がございましたら、御指摘いただければお届けに上がります。よろしく願い申し上げます。

それでは、これからの議事につきましては田辺部会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○田辺部会長 ありがとうございます。

それでは、議事の「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」の審議に入らせていただきます。初めに事務局から御説明をお願いいたします。

○宮沢環境政策課長 それでは、本日の審議に入ります前に、若干、前回の検討の際にいただきました宿題を御説明させていただきたいと存じます。まず、お手元の参考資料2から御準備いただければと存じます。

前回の部会におきまして、本審議会のこの部会における検討の全体像が見えないという御指摘をいただきました。つまり、都市計画全体のグランドデザインのようなものを意識しているのか、それとも、今回の震災を踏まえた環境分野の喫緊の課題を優先して議論する場なのか、そこら辺を明らかにしてほしいという御意見をちょうだいいたしました。前回はそこに関して資料を御用意しておりませんでしたので、追加的に御用意いたしました次第でございます。

東京都といたしましては、この12月に向けまして「2020年の東京（仮称）」という中期計画を定めてございます。

まず、「基本的考え方」でございましてけれども、21世紀半ばの東京の姿を長期的に見据えながら、東京が大震災を乗り越え発展を続けて、日本を牽引していく姿を提示したいということ。

また、既に「10年後の東京」というものをつくって進行管理をしっかりとやっているところでございますけれども、これを踏まえて、この震災の後の状況変化を踏まえた内容を盛り込んで、すべての施策について新たな目標、また、政策展開を検討するといった内容を、今、まさに議論しているところでございまして、2011年から2020年までの10か年を計画期間とする「2020年の東京（仮称）」というものを、今、つくっているところでございます。こちらを、おおむね年内を目途に策定しております。

それで、こちらとの関係を簡単にお示ししましたものが下の図になっております。

まず、この「2020年の東京（仮称）」は、都政運営全般を幅広く網羅した計画でございます。この中で今回御議論いただきますものは、既に私ども環境局におきましては、環境基本計画に基づきまして、さまざまな、先駆的な環境政策を展開してきておりますが、その中の、特に東日本大震災を踏まえた新たな政策展開が必要な部分を、短期間ではございますけれども、優先的に御審議いただいて、この「2020年の東京（仮称）」に適宜盛り込んでいくということを考えてございます。

したがって、この場合は幅広く東京都の都市づくり像全体を議論していただくというような場ではございませんで、まず、この優先順位の高い環境行政の分野につきまして取り急ぎ御議論いただき、できるものから政策化に結び付けていくという流れを考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

もう一点、参考資料3を御用意いたしました。こちらも前回、委員から御指摘いただいたものに対する資料でございます。都の水道事業に係る温室効果ガスの排出量は実際にどうなんだという御指摘でございました。

それで、都内のCO<sub>2</sub>の総排出量、右側が都の水道事業に係る温室効果ガス排出量で数字をお示ししてございまして、基本的には、この水1m<sup>3</sup>当たりのCO<sub>2</sub>排出量の数字をご覧いただきたいんですが、大体200gのCO<sub>2</sub>を排出しながら水をつくっているということでございまして、こちらの数値を今回新たに御提供させていただきます。

以上が、前回の引き続きの課題となっております資料でございます。

続きまして、本日の議題に移らせていただきます。資料1を御用意いただければと存じます。

資料1の1ページ目でございます。前回は、この薄い字になっております、「低炭素・高度防災都市を目指した環境エネルギー政策」、こちらにつきまして御審議いただきました。本日は大きな柱の2番目、3番目でありまして、「災害に伴う環境リスクから都民生活を守るため

の対策」、それから、「震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上」、こちらの 2 点を御議論いただきたいと思います。

当然、通常の順番であれば 2 番から御議論いただくべきだと思いますが、実は本日、恐らく意見をたくさんいただけるであろうと思われ、(3) 事故由来放射性物質によるリスク不安への対応」の部分で、今、国の検討会の委員もされておられます森口委員が、この後、遅れていらっしゃると思いますので、こちらを後に回させていただきます、資料 1 の 5 ページ、「3 震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上」の方から御議論をいただければと考えてございます。それで、この 5 ページと 6 ページの議論が終わりましてから、元に戻りまして、2 ページから順次御審議いただければと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、5 ページの頭の「3 震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上」の方から御説明させていただきます。

まず、現状でございます。日本と首都東京の魅力度や国際的プレゼンスを維持していくためにも、今般の震災への対応は極めて重要となっております。

また、都市の国際的評価を行っている機関が世界的には幾つか存在しますが、いずれも環境というものが都市の評価に関して極めて重要な要素の一つとなっております。

そこで、東京都といたしましては、やはり東京の国際的なプレゼンスを維持していくためにも、環境政策の分野におきまして、低炭素・高度防災都市を目指した環境エネルギー政策、それから、災害に伴う環境リスクから都民生活を守るための対策、こういった対策を推進していく必要があると考えておりますが、併せて以下のような取組みを進めることが重要であろうと考えております。

1 つ目といたしまして、「環境面での東京の魅力を高める」という内容でございます。

まず、課題といたしまして、潤いや安らぎの得られる緑豊かな都市環境を創出していく必要があるのではないかということでございます。また、多様な生き物の生息・生育場所の確保、ヒートアイランド現象の緩和、延焼防止帯や避難場所としての防災面での機能、こういった多面的な機能に着目しながら、緑の量だけを追うのではなくて、その質を確保する対策を強化するべきではないかということでございます。

2 点目に、世界最大の経済規模を誇っております都市でございまして、また、サブカルチャーや IT 産業など、世界に向けた文化・情報の発信拠点でありながら、片や世界自然遺産となりました小笠原諸島とか、高尾山のような多様な魅力ある自然環境がある、こういった

魅力を広くアピールしていくべきではないかということでございます。

こういったことを踏まえまして、方向性といたしまして、質の高い緑の創出、特に都市部における多様な緑の創出が必要ではないか。また、地域の生態系に配慮した開発行為を誘導していくというようなことも考えてございます。

また、生物多様性に富んだ自然環境の保全ということで、小笠原、伊豆諸島、多摩、こういったところの豊かな自然環境の保全を引き続き進めていく必要があるだろうと考えております。また、希少種保護と外来種・移入種対策の強化、更には、豊かな自然の魅力の国内外に向けた情報発信の強化、こういった点も必要であろうと考えております。

続きまして、6 ページで、「地球規模の環境問題に先端的に取り組む」という内容でございます。

都は、東京都環境基本計画に「世界の『範』となる持続可能な都市モデル」の構築を掲げまして、先導的な気候変動対策などを進めてきております。こういった取組みを更に前進させる必要があるのではないかとということでございます。

また、2030 年には世界人口の約 6 割が都市人口となる見込みであることなどから、世界レベルでの気候変動対策を推進する上でも、近年、都市レベルでの取組みに注目が集まっております。特に、都市共通の課題として建築物の省エネ・CO<sub>2</sub>削減対策に関する関心が非常に高まっております。したがって、こういったところを踏まえまして、東京の経験を海外に情報発信していくことが重要ではないかということが 2 点目でございます。

3 点目に、東京にはグローバル企業の本社機能が集積しております。これらの企業が、企業活動の上流・下流に係る対策も含めて、地球規模の環境問題に積極的に寄与するよう促していくことが必要ではないかという点でございます。

方向性といたしましては、先導的な気候変動対策のさらなる推進を図っていくということでございます。これは、具体的には低炭素社会の実現を目指した環境エネルギー政策のさらなる推進でございます。

それから、既に東京都が加盟しております ICAP（国際炭素行動パートナーシップ）という組織がございます。また、全世界の自治体が加盟いたしておりますイクレイ、それから、各種国際機関との連携によりまして、気候変動対策を始めとした都の環境施策の発信及び普及啓発等を図っていくことがございます。

3 つ目に、サプライチェーン等も含めた温室効果ガス削減や、資源保全・生物多様性保全に配慮した企業活動の促進といったことも必要であろうと考えております。

御参考までに、恐れ入ります、資料 10 をご覧いただければと存じます。資料 10 の表面で、「都の気候変動対策に関する海外への情報発信」というところがございます。

こちらは一例でございますけれども、2010 年 9 月に国連環境計画の方でまとめられ報告・発表されております「グリーン経済報告」というものがございますけれども、こちらの中でも、建築物の分野における先駆的な取組みということで、建築のグリーン化を進める経済的手法といたしまして、東京都のキャップアンドトレード制度、それから、建築物の環境計画書制度といったものが実際に取り上げられているというのが 1 つ目の事例でございます。

2 つ目になります、2010 年 12 月に発表されました、これは世界銀行の方でまとめられました「都市と気候変動 ー緊急の課題ー」という冊子がございます。こちらにおきまして、東京のキャップアンドトレードに関して 1 ページを割いて紹介されております。

具体的には一番下のところに書いてございますけれども、東京の導入経験から、都市レベルの排出量取引制度の構築・実施に必要な要素として次の事項を紹介されているということで、例えば、この制度導入前から排出量を簡潔に計算させて報告を義務付けている。つまり、地球温暖化対策計画書制度というものでございますが、そういった内容。2 点目には、制度の形成に当たり削減義務が課せられる事業者も含めたステークホルダーとの協議を重ねてきたことという、これは制度の形成過程での流れ。3 つ目に、法的・義務的な枠組みのない中では野心的な削減目標の達成が困難と判断したことということで、国の制度のない中で都が先導的に制度を導入したというような内容。こういった内容が実際に紹介されているといったことを御報告申し上げます。

それから、その流れで、本日机上に配付させていただきましたが、「東京の低炭素ビル TOP30」という、冊子がございます。こちらは、先日開催されました UIA 国際会議、東京都も出展いたしました会議がございまして、そちらの方で資料としてお配りいたしましたものでございます。こちらは既存ビルと新築ビルに分けまして、非常に環境性能の優れたビルを 30 ビル取り上げて御報告しているものでございますので、こちらも後ほどご覧いただければと思っております。

それでは、恐れ入ります。資料 1 の 6 ページの (3) にお戻りいただければと思います。「アジア諸都市の環境問題解決に積極的に貢献する」という内容でございます。

課題といたしまして、アジア各国では大気汚染・廃棄物などの環境問題が深刻なだけでなく、人口増加・経済成長とともにエネルギーの消費量が増加し、温室効果ガス排出量も増加しているということでございます。

特に、今後も、都市化に伴うエネルギー消費量の増加が見込まれていることから、建物に起因する省エネ対策は非常に重要となっております。

都は、これまでもアジア大都市ネットワークなどの場を通じまして、アジア諸都市の環境問題解決に貢献する取組みを進めてまいりましたが、東京における官民の経験と技術・ノウハウを生かす取組みを更に推進すべきではないかということでございます。

方向性といたしましては、アジア大都市ネットワークを始めとしました都の環境施策に関する情報提供といったものを継続的に進めていきたいと思っております。また、我が国の優れた環境ビジネス・環境技術の紹介なども継続的にやってまいりたいと思っております。

こちら恐れ入りますが、先ほどの資料 10 の方にもう一度お戻りいただきますと、裏面の 2 ページと書いておりますところに参考情報が幾つかございます。「2 海外からの来庁者及び国際会議からの招聘に基づく参加等について」でございます。

こちらは、海外からの来庁者もしくはこちらから実際に出向いて行って東京都の制度を説明してきたような事案が幾つかございまして、ここがございますが、平成 22 年度につきましては、来庁者 60 件、延べ 617 名、平成 23 年度につきましては、17 件、延べ 105 名というような形で実際の実績数字が示されております。

「(2) 参加した国際会議の例」ということで、こちら平成 22 年度と今年度、平成 23 年度の前半部分で実際に参加した会議につきまして御紹介申し上げます。

以上、「3 震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上」につきまして御審議いただければと思います。よろしく願い申し上げます。

○田辺部会長 御説明ありがとうございました。

森口委員の御到着の関係で、順番が逆にはなっておりますけれども、今、事務局から御説明のありました「3 震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上」に関して、何か御質問とか御意見とかがあれば御自由にお願ひしたいと思っております。前回のよう、できれば名札を立てていただくと御発言されたい先生が分かりますので、お願ひしたいと思っております。

どうぞ。

○小河原委員 「(1) 環境面での東京の魅力を高める」の課題の部分なんですけれども、本当に今は緑豊かな都市環境といったときに、多様な生き物、生息・生育場所を確保することが当たり前に入る、そういった時代に入ってきているのかなと思っております。その中で、緑の持つ多面的な機能に着目しつつ、緑の量だけでなく、質をという、勿論、今、質の面に着目しなければいけない、そこは当然のことなんですけれども、実はその量の面でもま

だ問題が、課題があるのではないかなと思っています。

それは、量といった場合に、どうしても緑比率と呼ばれる、空から見たときの緑の平面的比率であったり、あるいは東京都は緑率というものをお使いになっていますけれども、それも結局は平面的な比率なわけです。実は、この東京の緑の特徴の一つは、相当、巨木といえますか、巨樹といえますか、そういうものも結構多うございます。東京都北区の緑のマスタープランのお手伝いをしていたんですけれども、それでも巨木が結構あるわけです。ところが、だんだん巨木が減っていくんです。もう一方では、植えられた街路樹などが巨木の仲間入りをするという形で、今度はそういうものが増えてくるという増減を繰り返していくんですが、そういった巨樹・巨木であったり、既存の樹林であったり、あるいは斜面緑地であったり、もっと言えば壁面の緑化などという、あれは平面には出てこないです。要するに、三次元の方の、もっと立体的なそういう緑の評価というものもその量という中に、是非、何かの指標の形で入れていただきたい。

その緑の量を、我々は緑量、葉っぱの量とかいろいろな言い方をしますけれども、そういう葉の量、葉量そのものが実はヒートアイランドの減少に大きく寄与しているはずなんです。そして、できることならば、そういった歴史を重ねた巨樹・巨木、要するに時間的な成長の中にあるわけですけれども、そういったものをもっと大切にしていきたいと思いますか、そういう施策を一方では考えていただければと思っています。

課題のところではそれくらいです。

○田辺部会長 いかがでしょうか。

○田中自然環境部計画課長 先生御指摘のとおり、我々、量だけではなく、質というものを目指していこうと考えておるところでございますが、量そのものについてもまだまだという認識に立ってございますので、先生の立体的なというのは、私個人で申し上げれば、なかなかそこまでつかめませんでしたけれども、参考にして、いろいろな形の緑、ありとあらゆるところでの緑の創出というものを私どもは掲げてございますので、その中には小さいものもありますし、高いものもある、大きいものもあるという、いろいろな形の緑を増やす方を検討していきたいと思っております。

○田辺部会長 窪田委員、お願いします。

○窪田委員 今のに関連するんですけれども、やはり冒頭に宮沢課長から、今回はどちらかというと、全体像は10年後の東京の方に任せてということだったんですけれども、その切り分け自身は理解できるんですが、やはり東日本大震災を受けて根本的に考え方を変わると

いう姿勢も見せた上での、このいろんな事業だと考えています。

それでは、何が根本的かといいますと、やはり自然（じねん）という考え方ですね。人為というものがやはりどこかで限界があって、もう少し物事の道理みたいなところをきちんと調和させていかないと、非常にまずいことになるということが分かったといいますか、そこをやはり認識しなくてはいけないと思っていて、その意味では、ちょっと極端かもしれませんが、私は緑の量だけでなくというのではなくて、緑の量については逆の発想といいますか、緑の量を増やそうとするから人工の緑が増えていってしまっていて、本当に必要なところなのかどうかというところが、その精査がよくなくなってしまうのではないかと。むしろ緑というものは、自然（じねん）を考えれば、あるべきところにあるという姿を追い求めるのが緑といいますか、人工ではなくて、本当の緑の姿なのではないかと思えます。

もうちょっと言いますと、要は再開発事業の中で既存の、まさに今、小河原さんがおっしゃった、巨大な、今までの地域の社会的な持続性みたいなところに非常に関係のあった記憶とかいろんなものを、重要だった緑が何か非常に平板な緑と、量は増えるんだからいいのではないかというような議論になってしまっていて、そして、なかなか量も質もという話になると、量の方が分かりやすいので、どうしても量になっていってしまうという、それがずっと、このところの都市開発の中での現象だったと思います。

そうすると、確かに街路樹を植えていくという姿はあるんですけども、その緑を例えばだれがケアしているのかということや地域の人はだれも知らなかったり、それは恐らく業者の方がやっているわけですが、そういう緑を増やしていくということよりも、やはり地形とか微気候とか水の話とか、いろんなことも含めて、あるべきところに緑というものがある。それが自然（じねん）の緑なんだ。そういう都市を創出していくことを本格的にやるべきなんだ。つまり、ここで大きく政策の方向転換をして、その質の中に当然、緑の量も入ってくるというような、その考え方をまずは出していった方がいいのではないかと考えています。

以上です。

○田辺部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○吉村環境政策担当部長 先ほどの補足にもなりますけれども、私どもは生物多様性の問題をずっと検討しておりまして、その中で、やはり緑というものをどういうふうに評価するのか。従来、東京という、広域自治体としては狭い方ですけども、とはいえ、全体的に評価するには、上からバードビューで写真を撮って緑比率あるいは緑率という面積で見ってしまう。

それが人間の目線でいった場合に、大きな木であったり、あるいは小さい、ただの植え込みであったりというようなことでは、かなり緑の質が違うんだろう。

そういう意味で、緑の評価というものが立体的にもしなければいけませんし、あるいは木の中身であっても、今、お話にあったような、もともと、そこにあった種を生かすとか、例えば面開発をした後でも外から別の、本来、そこに余り生えない、粗っぽく言いますと、比較的管理のしやすい木を植えて緑を確保するよりは、自然（じねん）とおっしゃいましたけれども、その在来種みたいなものを評価する仕組みみたいなものが考えられないかということはいろいろ議論させていただいております。

ただ、まだアイデアベースで、それをどういうふうに制度化するというのは、やはりかなり行政的には難しい部分もあるので、もう少しそれは検討を進めていきたいと考えてございます。

○田辺部会長 よろしいですか。

それでは、堀委員お願いします。

○堀委員 私も窪田先生と同じような感じの意見ですけれども、これは震災後の東京のプレゼンスとどういう関係があるのか、ちょっと疑問に感じました。これは震災があっても、なくても、やらなければいけないことなのかなと思いますので、震災を受けて、どういうことが変わるから、どういうふうにしたいんだというようなことがないといけないのではないかと思います。

もう一つ、緑というものは、緑がないから増やそうという、そもそも外国の緑と比べてえらく少ない国だと思います。ですから、それが増えたからといってプレゼンスが向上するかというと、必ずしもそうではないのではないかな。むしろ、これはどちらかということ、国内目線でやっているのだと思います。海外的には、やはり（2）、（3）のような地球規模あるいはアジアというようなキーワードで議論すべきではないかなと思ひまして、（1）で「環境面での東京の魅力を高める」という項目そのものがちょっと疑問に感じました。

○田辺部会長 ありがとうございます。

それでは、平田委員いかがでしょうか。

済みません、一応、今のお答えをコメントとして伺っておきたいと思ひます。

○宮沢環境政策課長 ただいまの、このプレゼンスは確かに、ここに入っているのが若干の違和感を感じるという意見もいただいておりますが、こちらは当然、震災がなくても継続的にやっていかなければならない内容であることはそのとおりでございます。しかしながら、

資料 11 でお示したとおり、例えば震災後、都内の外国人登録人口が継続的に極めて減っていたり、また、訪日外国人旅行者数も継続的に減っているというようなデータで実際に示されているものもございまして、原因は詳細には分析する必要があると思っておりますが、やはり継続して、私ども東京都だけではなくて、日本全国の、ある意味、信頼回復といいたしましょうか、風評被害の払拭をしていくためにも、この首都東京が先導して、こういった都市の魅力というものを一つの武器といたしまして、積極的に PR していく必要があるだろうと考えております。

そのための、いろいろな要素はございますけれども、取り急ぎ、私ども環境局として優先的に議論したいということで、ここに緑の質とか、豊かな自然を更に磨き上げて情報発信していくというような内容を記しているという内容でございまして、若干、確かに違和感があるというのは御指摘のとおりかと思っております。

以上でございます。

○田辺部会長 平田委員、いかがでしょうか。

○平田委員 震災後の東京のプレゼンスを高めるということですので、とりわけ、そういう位置づけであるので、やはり今まで以上にぐっと環境にかじを切って、それを誇りに東京というのだというところを是非強めていただきたいと思っております。

そういう意味で、これまでの東京の環境政策のきらりと光るところは何だろうと見たときに、やはり気候変動政策でこれまでやってきた計画書制度に始まり、キャップアンドトレード制度をいろいろあった末に実現して運用しているということがあると思います。ですので、この(2)のところには丸めて「先導的な気候変動対策の更なる推進」とあるんですけども、やはり国のレベルでこの議論が大変下火になっている中だからこそ、東京都がしっかりやっているということで、このキャップアンドトレード制度を引き続き推進し、かつ、それを首都圏でも関西でも他自治体に働きかけていくというようなことも併せて入れていただけた方がいいのではないかなと思います。

それから、タイトルに「国際競争力の回復・向上」とあるんですけども、そういった内容は方向性の中に余り見えないと思うんですが、同じように(2)のところ、前回の議題であった、再生可能エネルギーを進める、あるいは省エネを進めるという方針がありますので、この主力産業としてこれからの環境産業を育成していく、そして、それを雇用や経済の活性化につなげていくという方向が明示的になったらいいのではないかと思います。

3 つ目は、アジア諸都市の環境問題解決ということなんですけれども、今年、ダーバンで

国際的に世界の枠組みをどうするかという議論があるんですが、なかなか進展しそうもない。そして、京都議定書の次がどうなるか分からないまま、もしかしたら空白が空いてしまうという状況にあるんですが、その中で非常に大きな議論になっているのが MRV といまして、Measurable, Reportable, Verifiable という論点で、それを途上国にしっかりやってもらうというようなことで、それによって実質的に先進国もともにですが、対策を進めていこうというところで、これはまさに東京都が地球温暖化の計画書制度で排出量を把握し、そして、対策を進めていった経験であると思いますし、それが国内でいろんな自治体に広がっていったという経験をアジアに横展開していただくというのは、今、世界の大変重要な論点でありますし、非常に有用なことだと思いますので、ちょっと表現は具体的に申し上げられる用意がないんですが、そういった要素も入れていただくといいのではないかなと思いました。

○田辺部会長 事務局の方、いかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

先ほどの 6 ページの課題の 2 つ目のところで御指摘の点は、ちょっとコンパクトに書き過ぎたのかもしれないんですけども、私どもといたしましても、やはり、このキャップアンドトレードは、2002 年から計画書制度というものを運営してきまして、その蓄積の上で運営している。それで、昨年からは始めまして、今年の 4 月からは実際に取引も始まっているということでございますので、ここら辺の流れをしっかりと、制度化の経緯も含めて、やはり情報発信していく必要はあるだろうと考えているところでございます。

それから、今の MRV でございますけれども、まさにこれまでの制度化の経緯は、この MRV の確立ということでございますので、ここら辺も、先ほどの資料でも簡単に御説明申し上げましたが、諸外国からの関心は非常に高いものがございますので、まさにこの施策として、協力できるところはできる限り、初期の段階から協力していくというスタンスは取ってまいりたいと思っております。

○田辺部会長 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 ありがとうございます。

質問とコメントを含めて、4 点申し上げたいと思います。

1 点目は、5 ページ目の最初の現状のところの 2 番目のポツですが、都市の国際的評価という中で環境が重要な要素の一つになっているということですが、一言で環境といっても、非常に幅が広いと思うんです。大気汚染もありますし、ごみの問題もあるでしょうし、あるいは先ほどからお話に出ている緑というところもあります。安全というものも場合によ

っては環境の中に入るかもしれない。あるいは温暖化対策というものもあるかもしれません。

米印のところがありますけれども、ここで言っている環境というものはどういうものが評価されるポイントだったのかについて教えていただければと思います。それによって東京のプレゼンスというところの考え方が変わってくる可能性があるからです。

2点目は、同じ5ページ目の(1)の課題の2番目のところですが、世界自然遺産となった小笠原のことが書かれています。私自身、今年の夏に小笠原へ行ってきましたので、その自然のすばらしさというのはまさに実感しているところです。それで小笠原を、遺産にもなったということもありますし、このままキープしたいという思いは全くそのとおりですが、この3番目の東京のプレゼンスとか、あるいは国際競争力、東京の魅力とどうつなげるのかというところについては疑問があります。

船で25時間半かかるところについて、東京都の中であることは勿論承知をしているわけですが、普通に考える東京とはやはり違う場所で、小笠原を維持するということが東京のプレゼンスとどうつなげるのかはちょっと難しいのではないかと。やらない方がいいなどということも申し上げているわけではなくて、このくだりの中で論点出しするところかなと少し疑問があるということです。

3つ目は、6ページの方ですけれども、(2)の課題の最初のポツのところですが、東京都の環境基本計画の中に持続可能な都市モデルの構築というものが掲げられているところがあります。確かに、環境基本計画の中にこういうくだりがあることは確認しましたが、今回の大震災を受けて私たちが認識したのは、都市における生活がいかに関西に支えられているかというところがあったのではないかと思います。エネルギーもそうですし、それから、食べ物もそうですし、したがって、都市だけで持続可能というのは不可能だということも認識したのではないかと思いますけれども、にもかかわらず、それを持続可能な都市モデルとはどう構築するのでしょうか。

2008年の基本計画に書かれたことは承知しているわけですが、震災を受けたときに、このままのくだりでいいのかというところに関して、もう少し考える必要があるのではないかと思います。

4番目のところですが、その下の2番目のポツです。建築物の省エネ・CO<sub>2</sub>削減対策というところですが、先ほど御紹介のありました、東京の低炭素ビルTOP30のように、非常に省エネ、効率のいいビルの事例がどんどん出てきているというところは非常に喜ばしいところで、まさにこういうものが需要だろうと思うのですが、2020年の東京を考えたときに、

こういう個々のビルの省エネ性能を高めるというところでとどまるのでしょうか。

地方自治体の役割としては、まちづくり・地域づくりという中で、省エネのビルを更に組み合わせて、地域としてエネルギー効率を更に高めるという概念が必要なのではないかと。前回、1 回目の低炭素・高度防災都市の議論の中でもエネルギーの面的利用というようなお話を差し上げましたけれども、そういう概念が地方自治体であるからこそ更に必要ではないかと考えます。

以上です。

○田辺部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

それでは、1 点目の国際競争力に関するさまざまな指標ということでございますけれども、これは確かに御指摘のとおり、いろいろな評価が世界的にも出ております。それで、それぞれの比較の指標が正直、まだよく分からないといいたいまいしょうか、単純に比較はされているけれども、東京としては何でこんなに評価が低いんだろうというような項目も多々あったりということで、相当、それぞれの指標を見るときには個々のどういう尺度で計算し、どういう尺度で評価・比較をしているのかをしっかりと検証した上で使う必要があるだろうと考えております。

大体、幾つかの評価の指標を見ますと、環境分野で挙げている評価のポイントといたしましては、先ほども富田委員から御指摘のありました、大気汚染とか温室効果ガス、リサイクル、再エネ、緑地の比率、例えば大気の方でもSPMの濃度、SO<sub>2</sub>の濃度、NO<sub>x</sub>の濃度とか、あと、企業のISO14001 の取得数とか、そういったさまざまな指標で比較されているのが現状でございます。

どこまでを環境という、ここの一言のくくりで我々が示しているかということになりますと、今回、この紙の上では幅広く、そういったものをすべて含んで環境というふうに申し上げているところでございますけれども、典型的な公害行政で取り上げられてきたような指標にとどまらず、やはり新たな対応が必要なものも含めて、できる限り、一つでも多くの指標を改善していくということが必要であろうと考えているところでございます。

2 点目に、小笠原につきましての東京の魅力ということでどうなんだというふうな御意見でございますけれども、確かに、この首都東京の魅力を小笠原だけで語るのは非常に難しいと思いますが、首都でありながら世界自然遺産を持っている都市というのは恐らく世界的に

もないだろうと逆に私どもも考えておまして、まさに外国人の旅行者の方にも、また、仕事で東京にいらっしゃる方にも、是非、この小笠原の自然遺産登録といったものを新しい PR ポイントとして追加してアピールしてまいりたいと思っておりますし、また先ほどのミシュランなどでも、高尾山は日帰りで比較的容易に訪問できる土地として紹介されているというようなこともございますので、こういった自然環境面での東京の魅力をできる限り PR していきたいと思っておりますのでございます。

3 点目の持続可能な都市モデルでございますが、こちらにつきましても、やはりいかに地方に支えられてこの東京が成り立っているかということは御指摘のとおりでございますので、例えば再生可能エネルギーの分野などでも、前回、地域間連携のようなスキームも御紹介し、また、更に強化していきたいということも御説明申し上げましたけれども、できる限り地方と東京が両立していけるような施策は必要になってくるだろうと考えております。

4 点目に TOP30 でございますが、これはあくまでも、この冊子上は本当に単体のオフィスビルないしはテナントビルの性能に着目して、これはランキングではないんですけれども、30 の優れたビルを紹介したということでございますが、その趣旨は、そういった単体の性能は当然向上が必要でございますけれども、面的なエネルギー利用の向上、ましてや、この夏の電力不足を踏まえたエネルギーの需給バランスを今後どうやって図っていくのかというような視点も踏まえて、都市全体のエネルギー効率を高めていくということがまさに必要であると考えておりますので、こちら辺はまた次回にももう一回御議論いただきたい内容であると考えているところでございます。

○吉村環境政策担当部長 少し補足させていただきますと、例えば小笠原の魅力は東京の魅力になり得るのかとか、あるいは持続可能な都市というところで、確かに物理的な東京というエリアにおいて、そこを訪れた方が小笠原の魅力に接する機会はなかなか難しいですし、先生がおっしゃるとおり、都市というものが単独で持続可能であり得るはずがないというのは、勿論、そのとおりでございますけれども、これは私見の部分も入りますが、この震災を契機に、そうした都市に暮らす人々の意識、あるいは都市としての意識があるのか分かりませんが、そういうものが、我々は小笠原の自然を守っている、一生懸命、東京に暮らす人々が力を合わせて小笠原の自然を守るんだ、あるいは東京は勿論、いろんな地方や世界に支えられながら、持続可能な都市モデルを示していくんだというような意識を向上させることが必要なのではないかというふうなことの思いも含めまして、ここの中に整理させていただいているということで、確かに物理的に区切ってしまうと難しいのは御指摘のとおりだ

と思いますけれども、そういった認識とか意識の部分も重要になっているのではないかなという感じがいたします。

○田辺部会長 それでは、よろしく申し上げます。

○富田委員 ありがとうございます。

まず、1点目の環境のところの評価軸ですけれども、これは質問ですが、今、ランキングされている中で、東京は、ほかの都市と比べて、この部分が弱いというような結果が出ているのかどうか。もし出ているとすれば、どういうところが弱いと評価されているのか、それを1つ教えてください。

それから、小笠原もそうですし、持続可能な都市のところですが、事務局からの御説明は理解できますが、この紙自体が、何が課題として考えているかというところを書いてあるべき紙だと思いますので、建物だけではなくて、例えば面的な考え方が重要だということを認識されているとすれば、ここの中に書かれているべきです。ですから、今回はまとめのような段階にだんだん近づくだらうと思いますけれども、そういうところではそういうふうなまとめをしていただければと思います。

○田辺部会長 それでは、少し今のお答えをいただけますか。

○宮沢環境政策課長 今の指標として弱い点でございますが、先ほど紹介をさせていただきました森記念財団による発表資料、それから、プライスウオーターハウスクーパースの資料におきましても、ちょっと目につきますのは、やはり緑の部分でございます。例えば森記念財団の方でいきますと、緑が非常に低いです。25位になっております。都市部の緑被状況というような書き方でございます。それから、プライスウオーターハウスクーパースの方でいきますと17位で、こちらは緑地の比率というふうになっております。逆にCO<sub>2</sub>の排出量の点で言いますと、これは比較的いい方ございまして、森記念財団で言いますと4位、プライスウオーターハウスクーパースの方でいきますと9位となっております。いずれにしても、こちらはそれぞれの項目ごとの詳細を分析しないと何とも言えないんですけれども、1つ御紹介いたしますと、そんなような状況でございます。

それから、面的利用に関しましては、御指摘のとおり、やはり私どもとしましても、この夏の経験だけではなくて、今後のエネルギーの需給バランスをどうやって取っていくのか。それで、東京をどれだけエネルギー効率のよい都市にしながらも防災力を強化していくのかという点は非常に重要だと思っておりますので、その点をしっかり書き込んでまいりたいと思っております。

○田辺部会長 それでは、市川委員よろしくお願ひいたします。

○市川委員 ありがとうございます。

震災後の東京のプレゼンスということで、確かにここは環境政策を議論する場なので、緑というものが最初に出てきてもいいのかなと思うのですが、前半のところでは堀委員からも出ましたが、私はちょっと違和感を感じています。東京という大都市が震災を体験して、一体、東京はどう変わるんだという、働く人、暮らす人にどう配慮していくのかという、環境政策というアプローチの仕方、人にどうやっていくのか、都民へどうやって、この震災を体験したことでいろいろな機能不全に陥った大変さをどう克服して、更によくしていくのか辺りのところをもう少し書き込んでもいいのではないかなと思いました。

○田辺部会長 いかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 今、こちらの「震災後の東京のプレゼンスと国際競争力の回復・向上」で、特に環境面での東京の魅力という中で、この緑は魅力としても、ここに記載させていただいていますが、緑の防災機能もここで是非焦点を当てて検討してまいりたいと思っております。

確かに、この夏の経験で言いますと、本当に電力不足が一番の喫緊の課題でもあり、肌身に感じて危険性を体験したものでございますけれども、そのほかにも、エネルギーだけではなくて、こういった緑の問題もありますし、これから後半で御議論いただきます化学物質の問題とか、こういったものもございますので、私どもとしては、やはりエネルギープラスそういった環境面全般でできる限り、今、この喫緊の課題に対応すべきものを見出し、解決策を講じていくということをやって、ここにしっかり書き込んでまいりたいと思っております。

○田辺部会長 よろしいですか。

それでは、小河原委員からお願いします。それから、窪田先生の方に移りたいと思います。

○小河原委員 ありがとうございます。

いろんな会議がございますけれども、やはり、この震災で問いかけられたのは、今までの経済効率一辺倒のそういう国づくりで、あるいは都市づくりでよかったのだろうか。要するに、人間もやはり生き物であって、まさに食べるということ、エネルギーを使うこと、先ほど窪田先生も自然（じねん）ということをおっしゃっていただきましたけれども、そういう一つの生き物として多様な生き物とともにある存在であるということをもっと感じさせてくれたのかなとも思っています。そういう中で、まさに世界最大の経済規模を誇り、こういう人口集積をしている都市において、昨年、生物多様性の COP10 がありましたけれども、そ

の中で都市の生物多様性に関して、もっと東京都はイニシアティブを、この際だからこそ、よけい取ってもいいのではないかとも思うわけです。

そういう都市の生物多様性指標を、インデックスを考えたときに、これもあるべきところにある、そして動物系はいるべきところにいるという、それを我々はポテンシャルという言葉をしませけれども、もっと東京のそういう生物多様性のポテンシャルをしっかりと評価して、その方向性の一つの、1つ目のポツのところですけども、そういった配慮をした開発行為の誘導をするためにも、もし東京都が積極的にそういう生物多様性の基本戦略をもうそろそろつくらなければいけないのではないか。それは、この震災をまさにきっかけに、そういったイニシアティブを取っていくんだという姿勢を世界に示すという意味も含めて、この生物多様性基本戦略というものをより早急につくられたらいいかなと思っています。

そして、2つ目の一番下ですけども、国内外に向けた情報発信の強化というものがございしますが、これも10月1日に生物多様性の地域連携促進法が施行されたわけですけども、その中で、主体は市町村であり、NPOが地域で頑張るわけですが、そこに対してもっと、都道府県は支援センターなり、あるいはそういった情報のデータベースを構築するなり、そういった形で、勿論、先ほど言いました基本戦略もそうですけれども、そういう形での支援をまさにしていく。そして、その支援センターから更に世界に対して発信していくみたいな、そういう発信力の強化も必要かなと思っています。

最後に3点目なんですけれども、6ページの(2)の最後の方で「生物多様性保全に配慮した企業活動の促進」というものがございしますが、東京都は既に東京のグリーンシップアクションをやっていらっやって、これはどちらかというと、緑地保全活動なんです。先ほど来の文脈でいけば、その緑地保全活動にとどまらず、勿論、それは必要なんですけども、より生物多様性のそういったアクションを企業の方と御一緒に取れるような、そういうところに、このグリーンシップをもっと拡充していく、そんな時代に来ているのかなと思っております。

○田辺部会長　いかがでしょうか。

○田中自然環境部計画課長　小河原先生の方から生物多様性ということで、こういう場ですからあれですけども、内情を申し上げますと、本当はずっと前に出したかったというのがあります。それで3月11日の震災で、我々自身も検討に当たりまして、今、この時期に生物多様性を言っているものかどうか、迷いました。というより、言えないのではないかなというニュアンスでした。それで、震災と生物多様性、自然との絡みをやはり表現していく必

要があるだろう、盛り込んだ形にする必要があるかというふうに、再度見直しをしようという方向づけの話をしました。

それで、今回の中には多面的機能という言葉で簡単に表させていただいておりますけれども、実際に震災、例えば津波等で浜辺の森林等が持つ機能とか、いろんな面がやはりあることはあるだろうと思っています。それから、夏の電力需要のときには、自然に対する課税をもう一度考えましようとか、あるいはもっと簡単に言いますと、緑のカーテンというものが今年是非常に、そういう意味では普及したという、状況が状況だということもありますが、そういうことがございました。そういう意味では震災も大きく言って自然だろうとは思いますが、そういうことでも、それらも含めて、もう一度、足元を見直すことが必要であろうということで、遅れをもっておりました。それで、今年度中にその策定に向けた検討をどんどん進めていきたいなと考えています。

多様性、ポテンシャル、インデックスというお言葉がございましたけれども、実際のところ、東京にどれほどの生物多様性があるのかというのは、正直言いますと、それほどのデータが完全にまとまったものはない、これが現状でございます。それを早急に改善していく必要があるかと我々は認識しているところでございまして、再度、それらについては広く調査をかけて、東京の本当の緑、生物多様性はどのようなものかということは調べていく必要があると思います。それにのっとった形で、将来的にわたってどうやって維持していくか、そういうふうに進めていきたいと思っています。

それから、情報発信支援センターという形がありました。それで、生物多様性ということを考えていった場合に、ひとり東京都のみで行うということは不可能だろうと思います。勿論、国の援助も必要ですし、一番中心となるべきは地元自治体、あるいはそこで活動するNPOの方々だろうと思います。それらの方々を含めて協働し、あるいは支援をし、より実態に合った形で生物多様性を進めていくべきであるということを考えているところでございます。ですから、東京都と皆様方が一緒になって動く、そういう形をつくっていきたくて考えております。

それから、企業活動の促進というお言葉がございました。いろいろな面で、今、グリーンシップを我々はやっておりますけれども、ボランティアという形で森の中に入ってもらって活動を行っていただいているんですが、世界的潮流から見ますと、最後の消費者たる企業が最初まで戻った形で、原料も含めた形で、生物多様性について考えてくれる企業の品物を販売するというような動きも出ております。それらも含めまして、私どもがどのような形で東

京都においてそれらを実現していくことができるのか、これはこれからの検討ではございますが、東京都に合った形のを企業の皆様と一緒に、NPOの方々も含めまして、検討をする必要があろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○田辺部会長 それでは、窪田先生どうぞ。

○窪田委員 先ほどの環境と緑の東京のプレゼンスという話なんですけれども、江戸のころにたくさんの火事があって、火よけ地をつくっていった、それが今の広小路という、いろんな都市の文化になっているわけですし、あるいは震災後は震災復興小学校を東京の中で52校つくりましたけれども、小学校と公園をセットにすることによって、そこに地域の核をつくり、また、防災上も強い都市をつくっていったという経緯があるわけです。

ですから、今、ここで考えなければいけないのは、勿論、緑という言葉に凝縮されている、そのオープンスペースの在り方であって、それが今、ずっとお話のあった生物多様性にも、長い目で見れば環境にも貢献するし、それから、防災のときには逃げるという意味で役立ちますし、それが都市の形、あるいは都市のデザインを変えていく。その形というものは決して小さい話ではなくて、非常に国際的に大都市でこういうことができるんだ。先ほど富田さんがおっしゃった、地方がなければ大都市は無理だというのは本当にそのとおりだと思いますけれども、その中でも大都市における工夫がきちんと示せるような、今、それをやらなければいけないのではないかというふうな意味で先ほど申し上げました。

○田辺部会長 いかがでしょうか。事務局、何かコメントはございますか。

○吉村環境政策担当部長 今、お話のあったとおり、緑という言葉が少し広い意味で、この字面で個々の先生方がお感じになられるものとは違ったものを、もしかして各先生がお持ちであったり、我々も緑という言葉でちょっとあいまいに使っている部分があろうかなと思います。

確かに量と言ったときに、単純にパードビューの上から見た数字だけではなくて、立体的にはかるとか、緑の木のそれを単に植えるということではなくて、その空間を確保することによっていろんな機能が出てくるという部分もございますので、ここの議論はもう少し我々もじっくり進めなければいけないというのはすごく反省しているところなのでございますけれども、これから是非、それこそ緑という言葉に象徴されることを意識して都市をつくっていくことが、ある意味、東京の魅力になるということを発信していくことが重要なのかなと思っています。

○田辺部会長 ありがとうございます。

それでは、ほぼ意見が皆様から出ました。部会長が余り意見を言っではいけないのかもしれませんが、前回の企画政策部会後に、私、ちょうどヨーロッパに会議等で行っていました。

5 ページの一番上に「日本と首都東京の魅力度や国際的プレゼンスを維持していく」と書いてあるんですけども、維持していくということは落ち込んでいないことを認めているようなものです。しかし、東京の魅力は相当マイナスになっているというのを覚悟してかからないといけません。福島と、例えば東京も非常に近い、世界地図で見ればほとんど変わりません。東京の建物がどのくらい壊れているとか、エネルギーがどう維持されたかということに関して、海外の方々はネガティブな報道でしか知らされていないので、友人からも非常に質問が多いんです。ですから、この震災後の東京のプレゼンスというときに、やはり1回マイナス方向に行っているということを認識しないとといけません。今のまま維持していくということをそのままここで語っても、国内的には大丈夫かもしれませんが、国際的やアジアからみてもかなり厳しいのではないかなと思います。

それで、6 ページの最後に「我が国の優れた環境ビジネス・環境技術の紹介」、これも確かにそうなんですけれども、やはりこれも信頼がかなり揺らいでいるところがあります国際的に評価する場合に、本当はどれが強いのかと言われるとなかなか挙げられなかったりします。現状認識をちょっと厳し目にとって始めた方が、報告書としても震災後というものをとらえるにはよいかと思うんです。余り部会長が意見を申し上げてもと思いますが、一旦、帰国した留学生もなかなか日本に戻ってなかったり、外国人登録者数も減少していたり、今回落ち込んだ魅力をどうやって回復するかという目に立った方がまとめやすいのかなと思いました。

よろしいでしょうか、意見なのでね。

それでは、森口先生がいらっしゃいましたので、論点2の方に移らせていただきたいと思えます。まず、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○宮沢環境政策課長 それでは、資料1の2ページをお開きいただければと存じます。「2 災害に伴う環境リスクから都民生活を守るための対策」で「(1) 高圧ガスや化学物質などの安全対策」でございます。

まず、現状といたしまして、震災による被害であります。東日本大震災によりまして、都内の高圧ガス施設においては、重大な被害の発生はございませんでしたが、隣県の千葉におきましては液化石油ガスの漏洩による火災・爆発事故などが発生いたしまして、6名が重

軽傷を負ったというようなことがございました。

また、都内の工場におきましても、地震の揺れにより工場内にトリクロロエチレンを含むガスが充満いたしまして、死者が発生するという被害が生じました。

これまでの対応でございますが、高圧ガス対策といたしまして、都は、これまで高圧ガス保安法等に基づく法令や東京都震災対策条例に基づきまして、事業者に対する指導を行ってまいりました。

また、化学物質対策といたしましても、条例で中小規模の事業所を対象とした制度を運営してまいりましたり、また、指定の化学物質の管理方法書や使用量等を所在地の区・市役所、または町村部は都へ報告することを義務付けてきたということでございます。

こういった現状を踏まえまして、課題でございますが、大規模災害時における高圧ガスの事故防止対策について再点検を行うということとともに、必要に応じて管理体制を強化する必要があるのではないかとということが1点目でございます。

2点目には、性状や使用状況から適正な管理が必要な化学物質について、平常時から、非常災害時における漏洩や散逸の未然防止策を準備し、徹底しておく必要があるのではないかとということでございます。

3点目に、現在都や区市で保有している化学物質を取り扱う事業所に関する情報を、保有する行政機関が被災した場合に備えまして、都と区市町村との間で適切な情報共有を図る必要があるのではないかとこの点でございます。

方向性といたしましては、都内の高圧ガス施設の安全性を高めるため、高圧ガスの管理の徹底や管理体制を強化するということが1点目。

2点目に、現在取り組んでいる事業者による化学物質の自主管理の仕組み、化学物質の適正管理制度というものでございますが、こちらについて、非常災害時の対応として活用する方策を検討すべきではないかとこの点でございます。

最後に、現在都または区市で把握している高圧ガス・化学物質を取り扱っている事業所の情報を共有化すべきであろうということございまして、都と所在地の区市町村、ないしは警察及び消防との情報の共有化ということが一つの方策として考えられます。

「(2) 火力発電所等の稼働増への対応」でございます。

現状でございますが、震災以前につきましてはディーゼル車規制などの効果もございまして、都内の大気環境は大幅に改善を見てきていたところでございます。

震災後につきましては、電力供給力不足を補うため、首都圏の火力発電所におきまして、

更新のために休止していた設備を急遽稼働させるとか、また、新規に電源として設置するというようなことがございました。また、事業所における自家発電設備の導入、それから、稼働増といったものも行われてきているというところでございます。

こういった現状を踏まえまして、課題として、火力発電所や自家発電設備の増強に伴い、大気への環境負荷が増加する可能性がございますので、しっかりと監視していく必要があるのではないかとこの点が1点目でございます。

2点目には、大気汚染など環境負荷の少ない設備の普及、自家発電設備の普及を図っていく必要があるのではないかと考えてございます。

方向性といったしましては、火力発電所の増強等による大気環境への影響を解析・評価し、必要に応じて現行対策を強化していくということ。

2点目には、普及が見込まれております比較的小規模な自家発電設備については、より環境負荷が低い設備の導入を促進していく必要があるだろうということ。

3点目には、大気環境への影響に係る解析・評価及び対策について隣接県との連携を深めていく必要があるだろうということでございます。

以上2点でございますが、お手元の資料2を御用意いただければと思います。資料2で高圧ガス保安法の概要と都内対象事業所数をお示ししてございます。

この資料2の裏面をご覧くださいいただければと思いますが、「都内の高圧ガス保安法関係対象事業所数」ということで、平成23年3月末のデータでございますけれども、それぞれとりまとめますと、約2万件弱、1万9,379件の事業所の実績があるということを示してございます。

資料3でございますが、こちらは都の化学物質適正管理制度の簡単な御紹介をしてございます。

下の方に表がございますが、国の方のPRTR制度と条例に基づきます化学物質適正管理制度の対比という形で示させていただいております。

報告対象事業所でございますが、条例に基づく報告は年間取扱量100kg以上の工場、指定作業場となっております。また、法に基づく報告は年間取扱量1t以上の製造業等24業種という形になってございまして、報告件数は下に書いてございまして、それぞれ2,674件、1,382件という形になっております。

御参考までに、2枚目の方に化学物質の使用量等、実際に物質ごとの使用量等を報告数と併せましてとりまとめた資料がございますので、こちらも後ほどご覧いただければと考えて

おります。

次に、資料 4 でございますが、「東京電力 緊急設置発電設備一覧」ということで、この夏の電力不足に対応するために緊急的に設置された電源の発電所別の一覧をお付けしてございます。こちらの合計で、一番下でございますが、284.36 万 kW という形になってございます。

続きまして、資料 1 の 4 ページをお開きいただければと思います。「(3) 事故由来放射性物質によるリスク不安への対応」でございます。

現状でございますが、都は、大気中の放射線量などを測定、公表し、都民生活における不安解消に努めるとともに、更に測定体制の充実を図っているということでございます。また、文部科学省による広域航空機モニタリングも実施されているということでございまして、こちらにつきましては、恐れ入りますが資料 7 と資料 5 をご覧いただければと思います。

資料 7 で御紹介しておりますのは、東京都の方で現在行っております放射線量等の主な測定一覧でございます。

簡単に御紹介いたしますと、大気環境の分野で御説明いたしますと、モニタリングポストによる空間放射線量の測定ということで、こちらは一番よく取り上げられております新宿の百人町でやっておりますものから始まりまして、ここに書いてございますようなそれぞれの測定を継続的に行ってきております。また、海水、土壌などにつきましても測定を行っております。

下水処理・廃棄物処理に係るモニタリングにつきましても、ここに書いておりますような事項を行い、適宜情報公開してきているということでございます。

東京港内におきましても、コンテナ埠頭中の大気とか、コンテナ表面といったものの放射線量の測定を行ってきております。

食品・水道に関しましても、少し前に新聞紙上をにぎわせました食肉の放射能検査、そのほか、都内の農畜産物の放射能検査を行いまして、公表するというを行っておりますし、また、水道に関しましても、ここに書いておりますような項目で測定し、適宜公表しているという流れがございます。

続きまして、文部科学省のデータで、資料 5、カラーの資料で、これは先週、10 月 12 日に発表されたばかりでございますが、文部科学省による広域航空機モニタリングの結果がございます。

これは、一番濃い青が一番線量の低いところになっておりますが、当然、福島第一原子力

発電所周辺は一番高い赤から黄色となっております、徐々に周辺に行くにつれて低くなってきているということでございます。

東京はおおむね濃い青色なんですけれども、一部、西多摩、奥多摩の地域と東京の東部の地域の一部で比較的高い線量が測定された地点もあるということでございます。

それから、資料 1 の方にお戻りいただきまして、国の原子力災害対策本部で示されました「除染に関する緊急実施基本方針」というものが 8 月 26 日に示されました。こちら資料 6 でお付けしてございますが、こちらによりますと、追加被曝線量がおおむね年間 1mSv 以下の地域では、これはウェザリング効果と呼んでおりますが、放射性物質の物理的減衰や風雨などの自然要因による減衰などを勘案すると、市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準にはないということでございます。

また、追加被曝線量がおおむね年間 1～20mSv の間の地域につきましても、比較的線量が低い区域においては、基本的に面的な除染は必要ではないというふうにされておりますが、側溝や雨どいなど局所的に高線量を示す箇所が見つかっておりますので、こういったところの除染が重要とされております。

次に、都が管理する廃棄物埋立処分場での状況でございますけれども、こちらの埋立処分場には放射性物質が検出されました清掃工場の焼却灰などを、場所を定めて適切に埋立処分するとともに周辺大気中の放射線量のモニタリングを行って、このデータを公表してございます。こちらは、恐れ入りますが、資料 8 をご覧いただければと存じます。こちらは中央防波堤の内側と外側の埋立地の絵を簡単にお示したものでございます。

こちらの方に、今、東京都の廃棄物の焼却灰、それから、下水道と上水道のそれぞれの汚泥の焼却灰を埋めているところでございます。①から⑦までの地点を設定いたしまして、データを測定しているところでございます。一番高いのは⑥の辺りであろうと思いますけれども、こちら国の方で示されております  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  という基準値を超えている地点はないというのが現状でございます。

それから、資料 1 の方にお戻りいただきます。なお、都では被災地の早期復興を支援するため、災害廃棄物の受け入れを行い、都内におきまして埋立処分をするということを決めてございます。こちら資料を付けてございまして、恐れ入りますが、お手元の資料 9 を御用意いただければと思います。こちら最近、新聞に掲載されておりましたが、都における災害廃棄物の受入処理の簡単な内容をまとめてございます。

「2 災害廃棄物受入予定量」でございますが、平成 25 年度までの 3 か年度に約 50 万 t

を予定しているということでございます。

「4 事業スキーム」でございますけれども、被災県である岩手県、宮城県も考えておりますが、それと東京都、東京都環境整備公社の方で、災害廃棄物の処理に関する基本協定というものを結びます。現地の方から実際に鉄道貨物や船舶を使いまして物を運んでくる。それで、こちらの方で実際に、先ほどの中央防波堤の埋立処分場の方に埋立処分をするという流れになってございます。

恐れ入ります、資料9の裏面でございます。当然、災害廃棄物を受け入れるからには、その放射性物質の濃度が実際にどうなのかということをしっかり注視していく必要があると考えてございます。そこで、受入処理を第1号案件として考えてございます岩手県の宮古市の例で、実際にこちらの方から持ってくるということが可能かどうかを検証するために焼却灰の試験焼却を行った結果でございます。そこで焼却灰の放射性物質濃度が書いてございますが、混合燃焼時に 133Bq/kg と、通常時に 151Bq/kg というようなデータでございました。

御参考までに、一番下の方に都内 23 区の清掃工場から実際に排出されております焼却灰の平均濃度、それから、多摩地域の市町村・一部事務組合からの焼却灰における実際の濃度、それから、産業廃棄物処理業者の濃度、それぞれを記載させていただいておりますけれども、東京 23 区の例で言いますと、平均値が 3,005Bq/kg で、974～1 万 2,920Bq/kg という範囲でございました。また、多摩の方も平均値が 1,786Bq/kg で、幅で言いますと 331～3,409Bq/kg というような値になっておりました。こういった数値と比較いたしまして、この宮古市のデータは非常に低いのが現状でございますので、現時点では、こちらは十分に受入可能であるというふうに判断して、今回のスキームを決めているというものでございます。

課題でございます。こういった現状を踏まえまして、被災地の災害廃棄物受け入れに関して放射性物質の影響を心配する声が寄せられております。放射性物質のリスクに不安を抱く都民も多数いらっしゃいますので、東京都は、引き続き、正確な情報を分かりやすく発信して、都民の不安に答えていくべきではないかということでございます。

方向性としたしましては、引き続き、放射能のリスクなどについて、都民に情報提供をしっかりとしていきたいと思っております。

また、今、御説明申し上げました、東日本大震災の災害廃棄物の受け入れに当たってのモニタリング実施と測定結果も迅速に公開してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○田辺部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分に関しまして御意見・御質問等があればお願いいたします。

市川委員、お願いします。

○市川委員 御説明ありがとうございました。

4 ページの課題のところに書いてあります、「都は、引き続き、正確な情報をわかりやすく発信し」というところに着目して、2つの質問をさせていただきたいと思います。

1つ目は、正確な情報であったにしても、分かりやすく発信できていたのかなというクエスチョンです。3月23日に金町浄水場から、放射性ヨウ素の量が乳児の規制値を超えたということで、都からいろんな呼びかけがされました。そして、乳幼児にはミルクや水はなるべく飲ませないようにと言って、ミネラル水を配られたりとかをされたことによって逆にパニックを起こしたのではないかというような見方もされているとっております。その結果としては、必要性の高い人にきちんとミネラルウォーターなりボトルウォーターが手に入りにくくなってしまったという結果を起こしたのではないかなとっているんです。

そういう意味においては、都からの情報の出し方、正確な情報であったかもしれないけれども、パニックを起こしやすい情報の出し方になっていたのではないかなとっておりますが、この点についてどのように受け止めていらっしゃるのか。ひょっとしたら、環境ではない方がお答えになっても構わないと思うんですが、どのように受け止めていらっしゃるのかということと、このような、同じようなケースがもし今後起きた場合、今度はどのような改善をされた情報発信をされるのかということをお尋ねしたいのが1つです。

2点目は、いわゆるゼロリスクを求めるような、放射性物質に関して過剰な不安を抱えた都民がいらっしゃるすると、行政としてどのようなリスクがあるとお考えになっているでしょうか。

この2点をお尋ねしたいと思います。

○宮沢環境政策課長 1点目の、水の配布をめぐるパニックを引き起こしたのではないかというような御指摘でございました。確かに、行政における情報公開の在り方というものは極めて難しい、非常に慎重に扱うべき点であることは事実なんですけれども、ただ、まず分かった情報をいち早く御提供するというのも必要でございますし、そうはいつでも、生半可な情報のままに提供するというのもリスクもありまして、これは両者、二律背反といいましょうか、常にどちらのリスクを考えながら情報公開するのかということは、私ども行政としては最大限の配慮をしながら進めてきているというところでございます。

それで、今の水の件は、確かに本当にまだ震災直後の極めて情報の混乱のときにあって、

そうはいつでも、浄水場から、一時的ではあるものの、規制値を超えるような放射性物質が検出されたということで、恐らく一番安全側に立ってできる対策を、その時点でできる対策を最大限考えた結果であろうと思います。

したがって、この時点でのやり方がよかったのか、悪かったのかは正直分からない、いろいろな評価があることであると思いますけれども、まだ正直、私どもとして全く放射性物質に関する知見がない、また、どういう対応をしたらいいか分からない中で、取り急ぎ、万が一、最悪水が飲めないような、乳幼児が飲んではいけないような水が出てきた場合に備えた最も安全な対策ということで、あのような一時的な区部への水の配布とか、更に言いますと、今回、夏の補正予算で、緊急措置として乳幼児用のミネラルウォーター7日分の備蓄をしたというようなこともございましたので、そういったことは安全側に立った対策であるということをお理解いただければと考えております。

また、2点目の今後の情報発信の在り方でございますが、今、冒頭に申し上げましたとおり、やはりできる限り、私どもとしてモニタリングをして、把握した情報は早い段階でお示しするということが心がけたいと思いますけれども、そうはいつでも、やはりその数字がどういう意味を持つものなのかということも併せて御紹介しないと、これはいたずらに不安をあおるだけだと思いますので、そこら辺もしっかり、我々も正直申し上げて、この放射性物質に関する対応という意味では素人ではございますけれども、最大限勉強しながら、国の検討なども見ながら、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

○市川委員 済みません、まだお答えがちょっと足りていないかなと思ってしまったんですが、ゼロリスクを求めるような、そういう都民の方に対しての行政としてのリスクにどのようなものがあるのかなというところはいかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 こちらは、今、いろいろ数値が世の中で飛び交っていると思うんですが、済みません、これは我々も付け焼き刃の勉強なんですけど、現時点で医学的に健康影響というものが立証されておりますものは、総被曝量が100mSv、10万 $\mu$ Svという数字だそうでございますけれども、こちらを超えると発がん率が0.5%上がるということのみだそうでございます。これ以下の値につきましては、専門家の方々に非常に見解が分かっているところでもございますし、また、後ほど森口先生から是非御紹介いただきたいと思いますが、国の方におかれましても、いろいろな知見を持ち寄った検討が行われてきているというところがございます。

したがって、現時点で東京のような低線量下におけます被曝の例は過去にまだ例がな

いということもございまして、どこまでが健康影響になるのかといった基準は全くないというのが現状であります。したがって、我々としては、国における検討の状況なども見ながらしっかりと対応してまいりたいと思っておりますけれども、現時点では年間 1mSv という水準を一つの判断基準にせざるを得ないと考えておりますし、この 1mSv という水準が平常時に一般公衆が受ける線量限度であるということを示されておりますので、この程度であれば健康に影響を及ぼすものではないと考えております。したがって、ゼロリスクというものは正直、我々としては現時点では判断できないというのが現状でございます。

○市川委員 年間 1mSv の追加被曝というものは、防護基準で言いますと、平常時の基準ですね。東京都としては、それにのっとったスタンスを取るというふうに受け止めていいのでしょうか。現状を平常時ととらえていらっしゃるというふうに認識していいのかということについてはいかがでしょうか。

○吉村環境政策担当部長 追加線量 1mSv については、今が平常時か非常時かという議論はあろうかと思っておりますけれども、やはり長期的にはそこを目指していくというのが基本スタンスだと思っておりますので、当然、今後のこういう自然的な減衰も含めていろいろな手段は考えていかなければいけないと思っております。

ただ、先ほど宮沢の方からもありましたけれども、医学的に放射線が健康に与える影響が 100mSv 以上しか確認されていないという、ただ、100mSv 未満だから必ず安全であるという議論でもないわけですが、そういう中であって、いたずらに不安をあおるようなことはやってはいけないということは考えておりますけれども、かといって、1mSv でなくてもいいんだというスタンスには立っておりませんので、1mSv に向けて可能な手段を検討していかなければいけないんだろというようなレベルでして、あとはどのぐらいのスピードを持って対応していくかというような判断になるのかなとは思っています。

○市川委員 ありがとうございます。

1mSv に向けていくという、いずれはそこに向かっていくというのは共通認識としてあるんですが、時間的にどれぐらいでというのは、いろんな意味において大きな課題とか困難さとか、いろいろあると思っております。

私は先ほどの、例えば過剰な不安を持つ都民の方はたくさんいらっしゃると思っております。そういう方々が過剰な不安によるストレスを持ったり、あるいは小さなリスクを更にゼロにしようとして、子どもは部屋から出したくないと思っていられることによる子どものリスクとか、今日も朝、NHK で、子どもをお家に閉じ込めることによって子どもが太ってし

まったというようなニュースも出ておりましたけれども、そういう別のリスクがまた出てくるというようなリスクもあると思っていますし、福島や東北地方の農産物に対する風評被害についても、実際にそういうところの産地のものを受け入れたくないと思っていられる方が多いとも認識しておりますので、これもまた、そういうリスクの一つだろうなと思っています。

それから、もう一つ大事なことは、例えば現状  $1\text{mSv}$  を目指すということで、必要以上という表現がいいかどうかは分かりませんが、除染やセシウムの残留の検査とか、そういうことに一生懸命されることによる行政のリソースの部分を、配分の偏りが、弊害が出てこないのかなということについても都民としてはちょっと懸念を持っております。

○吉村環境政策担当部長 いろいろなスタンスの都民の方がおられて、今、先生がおっしゃるように、過剰な心配は不要だという方も当然いらっしゃいますし、一方で、かなり反対側で、厳しいスタンスに立って御意見を持っている方、あるいはそういうネット情報も、今、大変氾濫しておりますので、そういう情報を受けて、お子さんを外に出さないとか、かなり厳しい、厳密な反応をされている方もいらっしゃるの事実でございます。

それで、我々行政としては、片や福島でかなりの、東京とは比べようもない濃度の中で日ごろ生活をしていらっしゃる方が多くいらっしゃるということの中で、ダブルスタンダードはつくってはいけないだろう。やはり日本の中で一つのスタンダードで判断して、正しい中で伝えていって、我々もそれに基づいた判断をするなり動くということをやっているということで、少なくとも、今、やっていることは決して、過剰に判断して行政リソースをそこに過度に集中しているということはないと考えています。

○田辺部会長 森口先生、いかがでしょうか。

○森口委員 今のやりとりをも踏まえて、幾つか発言をさせていただきたいと思います。

どこから行ったらいいのか分からないんですが、勿論、一部分布はあるわけですが、東京都の現在の汚染状況においては、年間  $1\text{mSv}$  を超えるようなことはそれほど多くはないであろう。まず、そのことはしっかりおっしゃっているのではないかと思います。その一方で、 $100\text{mSv}$  以下は大丈夫ですという言い方も多分、そう言うがゆえにまた心配になる部分もある。ですから、 $100\text{mSv}$  以下についていろんな議論はある。それにしても、東京都の場合、これだけ距離があるということはおっしゃった方がいいのではないかと。

ただ、勿論、この資料 5 をもって、濃いブルーが大半だから大丈夫だと言い切ってしまうことも多分誤解を招くんだと思いますが、これはあくまで航空機モニタリングのデータです

し、東京のようにかなり人工起伏化が進んだ土地ですと、雨とともに比較的早く除去される傾向がありますので、そうなるということは、逆に水の通り道にはそれなりの量のものがある。ですから、いわゆる局所的なホットスポットは、やはり東京にもあると思います。

そういうことも認めた上で、だけれども、例えば何 Bq/kg のものが出たとしても、その絶対的な存在量はこのぐらいであるし、それから、それに触れる時間を考えれば、それに関して過剰に反応する必要はない。やはり、そういうようなことを丁寧に言っていかなければいけないだろうなと思います。

そういう意味で、正確な情報発信ということに関して、資料 7 でちょっと気になった点がありましたので、例えばこういうところも誤解される可能性がありますということを幾つか申し上げます。

資料 7 の冒頭で、モニタリングポストによる空間放射線量測定というものは大気環境関係というところに入っているんですが、実はこの位置づけ自身が誤解を招きます。これは決して大気環境中の線量をはかっているわけではない。大気空間中の線量をはかっているわけですが、放射性物質は大気中にあるわけではなくて、大部分は地面にあります。ですから、こういうふうにと書くと、やはりマスクをしなければいけないのではないかという話になるわけです。ですから、どういう暴露経路、どこに放射性物質があつて、今、線量がどこから来ているのかということから正確に伝えていかなければいけないと思います。勿論、今、大気中には全くゼロではありませんし、台風などが来た場合には再飛散が実際に起きていますし、そういったことも検出されているんですけれども、やはり今日の朝の陰ぜん、いわゆる食事経由のものを、NHK の番組でありましたけれども、その中でも水道水は大丈夫なんですかという質問が今でも来るんですよ。

私も厚労省の水道の委員会に出ています、最初に市川委員の方から御指摘があったように、3月 22 日と 3月 23 日、あのころは確かにヨウ素が検出されました。あのときの対応がどうであったかというような話があったわけですが、これはまだ原子力安全・保安院などからも正式なデータが出ていないので分からないんですけれども、シミュレーションをしてみると、やはり 3月 21 日ごろというのは、当初からの国の発表に比べてより多くの放出があっただろうというふうに、我々研究の方から見ていきますと、そういうところも出てまいります。ですから、あのときは私もちょっと勘違いをしていて、3月 15 日、3月 16 日に来たものが流れたんだろうと思っていたんですが、あのときは実際に新たな飛来がかなりあったということもあると思います。ですから、あのときにああいうデータが出て、それを迅速に

公表されたということは、あるいはやむを得なかったといえますか、むしろ、あれは私は適切な対応であったかなと思います。

ただ、市川委員が御指摘になった2点目で、やはりああいうときに、例えばミネラルウォーターをちゃんとお子さん、幼児・乳児が優先して渡るような仕組みも含めて何かやらないと、結果的に非常に過敏に反応した方がおられたりというところがあったと思いますので、そういうところのコントロールも含めてどうしていくのかというのは非常に難しい課題なのではないかなと思います。

それから、モニタリングの対象に関して言えば、例えば資料8で埋立処分場の話とかが出てまいります。それから、被災地からの受け入れの話などが出てまいりますので、やはり気になっていきますのは、これは都としておはかりになる対象まで含めるかどうか、非常に難しいんですが、例えば東京湾の底泥とか、汚染物の行き先はある程度はつきりしているわけですから、本当の意味で汚染の状況を把握しようということであれば、これは必ずしも東京都に降り注いだものだけではなくて、東京湾にまいりますので、東京都として、やはり東京都の環境を守るという意味で言えば、東京都の地先の底泥などは気をつけられた方がいいのではないかなと思います。

それは、ちょうどこの地図を見れば分かるように、都の埋立処分場の近くにそういうものが流れてくる可能性がありますので、将来、そういったものが出てきたときに、埋立処分場から出たのではないかというふうなことを疑われる可能性があるわけですから、そういうことをする以前からどうなっているのかということも含めてちゃんと見ていきませんか、これは非常に難しい問題なものですから、いろいろ疑心暗鬼になって、下水汚泥とか焼却灰とか、そういうルートだけが非常に危険なように思われているわけですが、実は自然界を通じて放射性物質は、今、随分動いています。それはもう地面に降っているわけですから、そういったことも含めて伝えていかないと、特定のところにだけ集中しているんです。

ですから、勿論、よその地域から廃棄物を受け入れるということに関して心配があることは事実ですが、濃度だけではなくて、例えば岩手県から受け入れる廃棄物の中に含まれている放射性物質の総量は幾らです。それに対して、東京都から出ているごみの中に含まれている放射性物質の総量はこれだけです、あるいは千代田区に全部降った総量はこれだけですというようなことを示していくことによって、外から出てくる廃棄物だけが問題ではないんだということはやはりちゃんと伝えていっていただいて、そういうふうにしないと、一つひとつのものが基準をクリアーしていますという話だけですと、なかなか全体像が伝わらないの

ではないかと思えます。ですから、今回の問題の全体像の大きさがどれだけあって、その中で東京都というものはどういう場所に置かれているのか。やはり、こういうコミュニケーションをしていきませんか、なかなか正確なことが伝わらないのではないかなと思えます。

もし必要があれば、後ほど個別の点について補足させていただきます。

○田辺部会長 事務局、いかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

かなりたくさんの方の視点をいただきました。

1点目の、先ほどの資料7の点でございますが、ありがとうございます。これは御指摘のとおりであると思えます。ちょっと記載方法も含めまして、また改めて御相談申し上げたいと思っております。

先ほどの水の部分でございますが、こちらも先ほど市川委員の御質問のときも御紹介申し上げましたけれども、取り急ぎ、東京都の夏の補正予算の方で、乳幼児のミネラルウォーター7日分の確保ということで予算措置をしまして、区市町村とも連携して、保育所などに備蓄を充実させるというような対策を取っておりますので、こういったオペレーションの部分も含めてしっかりやっていく必要があるだろうと思えます。

それから、資料8、資料9の部分でございますが、御指摘のとおり、こちらもそれぞれ、今、できる部分で測定を定期的にいたしまして、できるものから公表しているというような状況でございますので、次のステップとしては、御指摘のような全体像の把握というものもしながら対応していくことが必要であろうと思えます。また、こちら辺も是非御知見をちょうだいできればと思えます。よろしくお願いたします。

○田辺部会長 諸富委員、お願いたします。

○諸富委員 私の方は、また別のテーマで、質問なんですけれども、資料4にお示しになっているように、東京電力緊急設置発電設備に関するデータを出していただいているんですが、これはもともとの資料1で言いますと、3ページの「(2) 火力発電所等の稼働増への対応」ということで、こういった火力発電所等の増強に伴って、1つは大気汚染、あと、恐らくCO<sub>2</sub>の排出も増えているんだと思うんですけれども、こういったデータをこれからちゃんと取っていく必要はやはりあるのではないかな。

これは発電所によって、容量とか台数を見ていると、相当小規模なものが多数取り付けられている場合と、2番目のようなものが、これから平成24年稼働のものは割と規模の大きいものを新築でやるのかなという感じなんですけれども、1つは東京電力、もう一つは特定供給と

か、それから、系統にはもう出さない、自分のところだけで使ってしまう独立系のものとか、こういったものもかなり化石燃料を燃焼するのではないかなと思われそうですが、こういったもののデータを取って、風向がどちら向きか等にもよるかと思えますけれども、東京都内だけではなくて、こういう東京電力の場合のように、かなり広く、東京周辺のものを押さえてデータを取って、どれぐらいの大気汚染物質、具体的には硫黄酸化物が出てくるのか、恐らくCO<sub>2</sub>の排出についてもチェックをしていく必要があるかと思えます。この辺りでやっているモニタリングの状況についてお教えいただければと思います。

○中島大気保全課長 まず、東京電力の関係でございますけれども、資料に書いてありますように、8か所の火力発電所に、委員の方からも御指摘がございました、大きいものから小さいものまでいろいろ設置されております。ただ、こういう設置はされておるんですけども、あくまで緊急電源ということですので、設置とともに、あと、どの程度の稼働なのか、どの程度動いたかということも重要ですので、その辺も含めて、今後、どんな影響が想定されるのかということは検討していくつもりにしております。

それで、実際の大気の状態ですけれども、これについては都内に80か所ぐらいの、常時、24時間でモニタリングをしている測定器がございますので、その辺のデータをきちんと見ていくことは必要かなと思っております。この測定器分につきましては、近隣の各県につきましても全部ございますので、そういったものを含めて、今後、そういったものを注視していくということはやっていくつもりでおります。

○諸富委員 通常の火力発電所であれば、条例とか法律上・法令上の規制対象になっていて、かつモニタリングも行われていると思うんですが、こういう緊急の、割と小さな発電設備等については、例えば常時、どのぐらい使っているのか、燃料はどのぐらい使用したのか、どのぐらい汚染物質が出たのかを報告させるとか、そういう仕組みはないのでしょうか。

○中島大気保全課長 今回の夏の緊急時の需要につきましては、原子力安全・保安院の方から通知が出ていまして、この夏にいわゆる非常用の発電機等で緊急に動かすものについては事前に届け出を出しなさいということがございまして、それは把握しております。それで、終わった後に、どの程度の稼働状況だったのかについても原子力安全・保安院の方に届け出るようになっておりますので、その辺のデータを見ながら、どの程度稼働しているのかということは把握できるのではないかと考えております。

○田辺部会長 それでは、平田委員お願いいたします。

○平田委員 この放射性汚染物質の対策については、私は必ずしも専門ではないんですけれ

ども、だれも経験したことのないことだということで、総力を挙げて取り組む必要があると思いますので、環境に携わっている立場からこれまで考えていることを意見で申し上げたいと思います。

まず、この資料のタイトルなんですけれども、資料1の4ページで「(3) 事故由来放射性物質によるリスク不安への対応」ということで、不安への対応という、先ほど来のコミュニケーションの話だけのように思うんですけれども、本当は、この放射性物質による汚染に関しての対応そのものが検討される必要があるのではないかと思います。

その理由として私の状況認識を申し上げたいんですけれども、確かに東京は西と東の端ぐらいが高いぐらいであるということが分かってまいりましたが、それでも下水汚泥とか廃棄物には濃縮されていますし、食品にも暫定基準値を超えるものが出回ってしまったということもあつたりしますし、局所的なホットスポットを見つけて大騒ぎになっているというようなこともあつて、現状として都民が不安を抱いているということは明らかである。それで、それに応えられるような対策を、今、国が取っているのかといいますと、国の対応も後手後手ですし、とても解消するにはほど遠い状況なのではないかなと思ってまして、国の対応への国民・都民の信頼も失われているような状況なのではないかと思っております。私自身は、この放射性物質による汚染の問題というものは、人の健康を害しますし、環境も汚染しますから、今、日本が直面している最も大きな環境問題であると思っておりますし、公害であると受け止めています。

それで、わざわざ私が申し上げるまでもないんですが、環境基本法を筆頭に、環境の法体系では放射性物質対策というようなものは除かれておりまして、原子力基本法を筆頭に、そちらで対応することになっているんですが、それでも他に移動する放射性物質の対応というものは全く想定されていないということで、現在、各所が縦割に対策を取っていて、統一的な対策ができていない状況だと思っております。通常、大気汚染とか水質汚濁については、本当は健康を確保するために必要な基準値を定めて施策を取ってという体系的な対応を取っていると思いますが、放射性物質についてはそういう状況にはなっていないというのが現状だと思っております。

そういったことを踏まえて、私自身が現時点で考えている都の果たすべき役割を少し申し上げたいと思います。詳しくは紙にまとめておりますので、追って提出したいと思っておりますので、要点だけ申し上げたいと思います。

1点は、放射性物質の汚染に係る環境基準を設定すべきという提案です。被曝限度の数値、

食品の残留基準の数値、大気・水質・土壌中の許容濃度の数値を設定すべきではないか。ダブルスタンダードは持ちませんという部長さんのお話をさきにいただきましたけれども、しっかりとした、都民を守る数値を都として設定するということが重要なのではないかと。とりわけ、現在、国の対応が体系的なものになっていない中では重要なのではないかと考えています。

2点目に、体系的で、かつ長い期間にわたる施策が必要ですので、これを後には条例として制定するということが必要なのではないかと。項目はいろいろ考えられるんですが、除染のスケジュールを含む計画とか、食品や汚染が疑われる施設でのモニタリング等々です。

最後に、被災地の廃棄物の受け入れの話がありました。こちらはたくさん反対の意見があったと聞いておりますが、一方で被災地の瓦れきの問題は非常に大きな問題であると思うので、これはきちんと解決しなければならない問題ですので、都がこの瓦れきの処理についてリードを取って行動するというのは非常に重要であると私も考えています。

一方で、放射性物質を含んだ瓦れきが入っていますので、受け入れる廃棄物について、岩手の場合はそうだったようですが、都内の廃棄物よりも放射性による汚染が低いとか、あるいは結果として、その受け入れた廃棄物によって都内の放射性物質の汚染がより拡散するか、あるいは空間線量が上がるということのないように適正な処理を行いますというようなガイドラインみたいな、ガイドラインというものがいいのか分かりませんが、策定するなどをして、やはりここは都民のしっかりとした理解を得た上でやるという手順が必要であると思います。そうしたことで、むしろ、うまく瓦れきの処理が適正に行われる実態をつくれば、他の自治体の瓦れき処理のいい見本にもなっていくと思います。

以上なんですけれども、都として、国の基準もまだないようなところでやることの範囲を超えているのではないかと。いうところもあると思うんですけれども、これまで東京都は、ディーゼルにしても温暖化にしても、本来、国がやることを他県とか国に先駆けて自分でやってきたからこそ、それが国の施策や他県にいい影響を与えて、そして、日本の環境保全にも貢献してきたという実績があると思いますので、今すぐ、今、申し上げたようなことを全部やるというのは難しいと思うんですけれども、この放射能の対策についても、東京都でトップランナーとしてのいい対策を取り組んでいただきたいように期待したいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○田辺部会長 事務局の方、いかがでしょうか。

○吉村環境政策担当部長 若干、どういうスタンスでこれから臨むかというのは難しい問題だと私どもは考えておりました、やはりディーゼル車問題等でトップランナーを走っているということは自負しております。一方で、今回の問題は東京の放射能汚染というよりも、やはり福島県あるいは北関東3県の状況の方がはるかにシリアスであるという状況の中で、東京がこの状況のトップランナーとして、その基準とは別のスタンスで動くことが、そういったほかの自治体への影響、あるいはそこにお住まいの方々、世の中にどういった影響を与えるのかというようなことも含めてよく考えていかなければいけないというふうには現時点では考えております。

○田辺部会長 森口先生、少しコメントがあればお願いいたします。

○森口委員 平田委員からの御指摘について、私も前回申し上げたか、申し上げていないか、記憶がややまざっているかもしれませんが、やはり東京都として、まさに平田委員がおっしゃったように、トップランナー的な取組みはやっていただきたいと私は思っています。

トップランナーというものは、必ずしもよそよりも厳しい基準でやっていただきたいということを申し上げているわけではないんです。どこが適切かというレベルのバランスでリードしていただきたい。過剰に恐れることもなく、過剰に国がこう言っているんだからいいということでもなく、どのところがバランスがいいところなのかということを是非リードしていただきたいというようなことで私は感じております。そういう意味で瓦れきの処理を、これは恐らく、副知事などもネット上で直接発言しておられるのを拝見しておりますけれども、それはやはりしっかりと説明をした上で、十分に安全であるということを説明した上で、引っ張って行っていただきたいなという思いはあります。

また、勿論、なかなかほかの県がついてこられないような話を東京都だけがやってしまうということに関してはいろいろ抵抗があるかもしれませんが、必ずしもそういうことではなくて、どういうレベルが適切なのかとか、あるいはどういうふうにして、そういうことを決めていったらいいのか。昨日も実は福島で除染に関する国際シンポジウムがあつて、それの中で、ほかの国、海外から来られた方々は、いろんな利害関係者のコミュニケーションと申しますか、そういうものに関与してもらうことは非常に重要であるということをおっしゃっていました。やはり日本においては、そういったところが今回は非常に不足している。特に国が、なかなかそこが動いていないというところがあると思います。

一方で、基礎自治体、区市町村は、それぞれの中で市民の不安を直接受け止めておられると思うんですが、いかんせん、国と区市町村との間にある都県がどう動いていいか、なかなか

か分からないということで、正直申し上げて、東京都だけではなくて、よその県もなかなか動きがやや鈍いのかなという思いはございます。ですから、是非、そういったところについてはもう一步踏み出していただければと思います。

ただ、法律の所管に基づいて動かざるを得ない。恐らく環境部局だけで動けないところもあると思いますし、小さい区市町村であれば統合的な放射線対策室とかそういうものをおつくりになっているところもあるようですが、やはり東京都さんはなかなか、そういうものをつくることすら、かえって組織が大き過ぎで難しいというところはあると思います。国も全く同じであると思います。ですから、どうしても縦割になっていて、方法のすき間に落ち込んでいるがゆえに動きが鈍くなっているところが否めないと思いますが、やはりそれが国民の信頼失墜につながりかねない。

それから、先ほど部会長がおっしゃったように、そういうことが東京都の国際的な評判を落としかねないということも含めて、これはやはり、それぞれの部局にそんなことを言われてもという思いは大いにおありだと思うんですけども、国も全く一緒です。みんな言っても、自分に言われてもと皆さんおっしゃるんですが、それでは、だれに言えばいいんですかといいますと、結局、それぞれのところで、多少、自分のところの所管を離れて、そこまで考えていただくという言い方も何か他人任せでよくないと思いますし、私自身もそういうふうに考えているつもりですので、是非、それぞれの担当のところを一步踏み出で、今回の件については対処いただければありがたいなと思います。

○田辺部会長 それでは、平田委員お願いします。

○平田委員 森口先生にすばらしく補足いただいて、ありがとうございます。

私、環境基準と申し上げたんですけども、3月につくるこの中に環境基準を、条例をつくりますと書いてほしいというのはそういうことではなく、いずれそういう方向で持っていてほしいという希望で、私がここで一番申し上げたかったのは、国でも法体系も含めて、どういうふうに対応していったらいいのか、手だても分からないという中で、体系的にこの問題に取り組んでいくことをリードしていただきたいという意味でのトップランナーですので、是非、そこはこれから取り組んでいただきたいと思います。

○田辺部会長 堀さん、お願いします。

○堀委員 私、今、放射線の話からちょっと離れまして、火力の方、(2)について質問させていただきたいと思います。

ここで自家発電が出てきたんですけども、自家発電というものは停電対応で数時間運転

するというのが一般的だと思います。それで、今回の震災のときに、それを使って発電したら燃料がなくなってしまったという問題もあるように、自家発電はあくまでもエマージェンシー用という位置づけだと思います。

そうなりますと、ここで環境負荷が低い設備の導入促進となっているんですけども、エマージェンシー用のときにはそこまで考慮する必要はないのではないかと。ですから、今回、自家発電の稼働期間が数時間単位なのか、あるいは数日単位なのか、数か月単位なのか、それによって環境への影響をどう見るかということだと思いますので、エマージェンシー用の数時間、数日間でしたら、負荷の低い設備を普及させることによるCO<sub>2</sub>の増大とか、あるいはコストの増大を防ぐということも必要ですので、バランスが必要なのかなと思います。

CO<sub>2</sub>に関しましては、どこで出しても一緒だと思いますけれども、当然、自家発電のような小口の発電ですとCO<sub>2</sub>の原単位は多くなってしまうと思いますので、自家発電の位置づけについて御検討いただければと思います。

○田辺部会長 いかがでしょうか。

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

失礼いたしました、3 ページの書きぶりなんですが、こちらは非常用ではなくて、自家発電というものは常用の自家発電設備を意味して、ここに書いておまして、済みません、うまく書き分けられておりません。御指摘のとおり、非常用発電の方は、なかなか環境性能という意味では本当に非常時にのみ動くということで難しい部分もございますが、常用に関しましては、この比較的小規模についても、できる限り高効率なものを誘導していきたいというふうな書きぶりでございます。

○堀委員 分かりました。

そうすると、むしろ小口というよりは、どちらかという、比較的大きな設備ということですね。

○宮沢環境政策課長 はい。

○堀委員 分かりました。

○田辺部会長 それでは、時間がまっていますけれども、どうぞ、少し短目をお願いできればと思います。

○市川委員 化学物質などの安全対策について、2 ページの課題のところ、2 つ目のポツで、「平常時から、非常災害時における漏えいや散逸の未然防止策を準備し、徹底しておく必要があるのではないか」ということで、化学物質に関しては、都は確保条例ということで、

PRTR 法よりも更に踏み込んでたくさんの管理をされていると思うんですが、化学物質に関してはかなり事業者側が代替物質にどんどん替えていっているのではないかという現実もあるのではないかなと思います。そういう意味で、現状をきちんと把握されているのですかという質問が 1 点。

もう一つはお願いなんですけど、2 ページの方向性の 2 つ目のポツで、要はそういう化学物質の管理制度を非常災害時の対応として活用する方策を検討ということで、とても大切なことだと思います。加えて、市区町村などが把握している小さな事業者が管理している化学物質について、やはり地域の、近隣の住民の人たちとのリスクコミュニケーションを普段からもっと小まめに、丁寧にしておく必要があると思っております。その辺りもきちんと取り組んでいただけたらと思っております。

○川辺化学物質対策課長 化学物質対策課長でございます。

先ほど、先生からの御指摘の件ですけれども、確かに昨今、例えば混合溶剤みたいな形で、都が指定しています 58 の物質以外のところに物質がシフトしているという現状も、全体としてはそういう傾向にあるというのはとらえているところですが、こちらの方に最終的に報告が上がってくるのは、やはりその指定されている物質の使用量とかそういったものになりますので、全体としてどれぐらい、その物質の方にシフトしているかとか、量的なものというのは残念ながら、まだこちらの方では余り正確には把握していないというのが実態でございます。

それと、市区町村について、小口の事業者に対するリスクコミュニケーションの話でございますけれども、やはり現実問題といたしまして、リスクコミュニケーションの、大企業の事業者さんの方ですと、普段、日常的にといいますか、毎年同じ、そういうような形でイベント的に行われているとか、そういった実態もございまして、比較的手慣れていると言ったらあれですけれども、そういった面はあるんですが、小口の事業者さんの方でそういうリスクコミュニケーションを行っていくというのは、現実としてなかなか難しいというのは実態としてございます。

東京都の方では、ここ一昨年ぐらいから去年にかけて、リスクコミュニケーションのモデル事業という形で、特に中小事業者の方々を対象として、地元の方々とどのような形でリスクコミュニケーションを図っていけるのかというの、ある種、モデル事業的に地区を定めて試行的に行ったところございまして、いずれ、そのような知見も含めてまとめた上で、区市町村の方に情報を還元していけたらと考えているところでございます。

○田辺部会長 いかがでしょうか。

それでは、一言でお願いします。

○小河原委員 市川委員の御質問はまさにそのとおりだったんですけれども、都内の工場トリクロロエチレンのガスで死者が発生という、これは震度 5 強で起こっているわけです。ほかにもそういう化学物質が反応を起こした場合、どういうものが出てくるかという、本当に身近なリスクというものが震災の場合は一気にハザードに陥る危険性があるわけです。

ですから、私、この全体の書きぶりの中で、事業者による未然防止とか、区市町村でそれを管理と書いてありますけれども、絶対に安全はあり得ないというのが今回の教訓だったわけで、本当に化学物質の漏洩ほど怖いものは多分ないだろう。しかも、すぐ身近で起こる危険性があるわけです。それを防ぐためにといいますか、防ぐというよりは、それを住民が意識して、いざというときに避難できるという、避難の準備を含めたリスクコミュニケーションを是非、区市町村の方と御一緒に徹底していただきたいと思います。

○川辺化学物質対策課長 ありがとうございます。

化学物質につきましても、いろいろ物質がある中で、今回、トリクロロエチレンの話についてはかなり不幸な事故であったというふうに認識しておるんですけれども、これは特に急性毒性の物質ではございませんで、恐らくガスが充満したところで酸欠か何かで倒れられたというのが実態ではないかと思っています。

ただ、こちら辺に関しましては詳細について調査ができていないので、我々も報道レベルの情報でしかつかんでいないというのが実態でございますけれども、化学物質も、これまでですと、急性毒性とかそういったものについては、ある種、毒液物とかそういったところで法的な管理がされているのが実態でありまして、余り慢性毒性とかそちらの方にむしろ目が向いていたというのがあろうかと思っています。

ですので、今後、そういったものも含めて、物質の特性みたいなものを踏まえた形で、ある程度、どのような管理が求められるのかを少し整理する必要があるのではないかなというのは認識であるところでございます。

○田辺部会長 ありがとうございます。

部会長の進行が余りよくなくて、時間が過ぎてしまいましたけれども、本日の議論はこれで終了させていただきたいと思います。

これもまた部会長からお願いです。全員が参加できるような形で開催することが難しいので、最大公約数で開催させていただいています。是非、前回と同じように、1 週間ぐらいお

時間をいただいて、メール等で御意見を頂ければと考えます。欠席の委員からも非常にいい意見が前回でも届いておりますので、同じような機会を設けていただければと思います。

これで事務局にお渡ししたいと思います。

○宮沢環境政策課長 長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

今、部会長からも御指摘いただきましたとおり、本日は机上の方に配付させていただいておりますが、欠席された委員もしくは御出席でも言い足りなかった部分をペーパーで追加意見をいただいておりますので、このような同じ形で、おおむね1週間ぐらいに事務局までメールなりファックスなりでちょうどできれば非常にありがたいと思っております。

それで、田辺先生どうでしょうか。韓国の方の御報告を簡単にいただいてよろしいですか。

○田辺部会長 韓国の再生可能エネルギーの法律の改正が最近ありまして、まとめているものがありますので、ご覧いただければ幸いです。ソーラーオブリゲーションも行われています。そういうことが書いてございます。

○宮沢環境政策課長 ありがとうございます。

それでは、次回の企画政策部会でございますけれども、11月7日月曜日の10時から12時の間に開催させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それに先立ちまして、環境審議会の総会がございます。こちらは10月27日の9時半から10時半に水質土壌部会がございますが、その後になりますけれども、10時45分から12時の間の開催になります。こちらは、水質土壌部会の方で御審議いただいております第7次水質総量削減計画を審議会の方に御報告し御承認いただくという流れでございますので、こちらが会議としては先になります。

次回の我々といたしましては、11月7日の10時から12時ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○田辺部会長 どうもありがとうございました。

(午後3時39分閉会)